

第45号議案

芦屋市市税条例等の一部を改正する条例の制定について

芦屋市市税条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成28年6月10日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、関係条文を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市市税条例等の一部を改正する条例

(芦屋市市税条例の一部改正)

第1条 芦屋市市税条例(昭和59年芦屋市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第10条中「及び第2号」を「, 第2号及び第5号」に, 「当該各号」を「第1号から第4号まで」に改め, 「掲げる期間」の次に「並びに第5号及び第6号に定める日までの期間」を加え, 同条第2号中「第46条第1項の申告書(法第321条の8第1項, 第2項, 第4項又は第19項の規定による申告書に限る。), 」を削り, 同条第3号中「第46条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。), 」を削り, 同条に次の2号を加える。

- (5) 第46条第1項の申告書(法第321条の8第1項, 第2項, 第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。)当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日
- (6) 第46条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

第46条第3項及び第4項中「の申告書」を「に規定する申告書」に, 「場合で」を「場合において, 」に改め, 同条第6項を同条第7項とし, 同条第5項を同条第6項とし, 同条第4項の次に次の1項を加える。

- 5 第3項の場合において, 法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があつたとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項, 第2項, 第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており, かつ, 当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。))があつた後に, 当該修正申告

書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間
- (2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間

第47条第2項中「についても」を「がある場合には、」に、「によるものとする。なお」を「とし」に、「ときは」を「場合には」に改め、同条第3項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合にあつては」を「場合には」に改め、「受けたこと」の次に「。次項第2号において同じ。」を加え、同条に次の1項を加える。

- 4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があつたとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。))があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不

正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間
- (2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

第64条中「又は第12号の固定資産」を「若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)」に、「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

第67条中「又は第12号」を「、第12号又は第16号」に改める。

第142条第2項中「第23項、第24項」を「第22項から第24項まで」に、「又は第30項から第33項まで」を「から第31項まで、第33項又は第34項」に改める。

附則第13条を次のように改める。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第13条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第21条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

附則第16条第2項中「若しくは第42項」を「, 第42項若しくは第45項」に、「第30項から第33項まで」を「第34項」に改める。

附則第16条の2第4項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第7号」に改め、同条第8項を同条第13項とし、同条第7項を同条第12項とし、同条第6項の次に次の5項を加える。

- 7 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。
- 8 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。
- 9 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。
- 10 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。
- 11 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

附則第25条第1項から第5項まで、第26条並びに第28条第1項及び第2項中「第20項」を「第19項」に改める。

(芦屋市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 芦屋市市税条例等の一部を改正する条例（平成27年芦屋市条例第28号）の一部を次のように改正する。

附則第6条第3項の表第106条第1項の項中「第34号の2様式」を「施行規則第34号の2様式」に改め、「第1条の規定」を削り、同表第106条第2項の項中「第34号の2の2様式」を「施行規則第34号の2の2様式」に改め、同表第106条第3項の項中「第34号の2の6様式」を「施行規則第34号の2の6様式」に改め、同表第106条第4項の項中「第34号の2様式」を「施行規則第34号の2様式」に改め、同条第7項中「, 新条例」を「, 芦屋市市税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改め、同項の表第10条第3号の項中「第46条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除

く。),」を削り,同表第108条の2の項中「第108条の2」を「第108条の2第1項」に改め,同条第10項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に,「第9項」を「第9項の」に,「から」を「同項から前項まで」に,「,第5項及び」を「同項,第5項及び前項」に改め,同表第7項の表第108条の2の項の項中「第108条の2」を「第108条の2第1項」に改め,同条第12項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に,「第11項」を「第11項の」に,「から」を「同項から前項まで」に,「,第5項及び」を「同項,第5項及び前項」に改め,同表第7項の表第108条の2の項の項中「第108条の2」を「第108条の2第1項」に改め,同条第14項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に,「第13項」を「第13項の」に,「から」を「同項から前項まで」に,「,第5項及び」を「同項,第5項及び前項」に改め,同表第7項の表第108条の2の項の項中「第108条の2」を「第108条の2第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は,公布の日から施行する。ただし,次の各号に掲げる規定は,当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中芦屋市市税条例第10条,第46条及び第47条の改正規定並びに第2条中芦屋市市税条例等の一部を改正する条例(平成27年芦屋市条例第28号)附則第6条第7項の改正規定(同項の表第10条第3号の項中「第46条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。),」を削る部分に限る。)並びに次条第2項の規定 平成29年1月1日
- (2) 第1条中芦屋市市税条例附則第13条の改正規定及び次条第1項の規定 平成30年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の芦屋市市税条例(以下「新条例」という。)附則第13条の規定は,平成30年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

- 2 新条例第46条第5項及び第47条第4項の規定は,平成29年1月1日以後に新条例第46条第3項又は第47条第2項に規定する納期限が到来する法人の市民

税に係る延滞金について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第16条の2第7項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第33項第1号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例附則第16条の2第8項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例附則第16条の2第9項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

5 新条例附則第16条の2第10項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

6 新条例附則第16条の2第11項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成27年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

参 照

芦屋市市税条例等の一部改正要綱

1 改正の趣旨

地方税法の一部改正に伴い、関係条文を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 芦屋市市税条例の一部改正（第1条関係）

ア 個人市民税

医療用医薬品からの代替を進めるため、特定一般用医薬品等（※）の購入費を支払った場合の医療費控除の特例を次のとおり新たに設ける。（現行の医療費控除との選択が可能）（附則第13条）

- (ア) 対象者 健康の保持増進及び疾病の予防への取組として、特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査又はがん検診を受けている個人
- (イ) 対象費用 平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、納税義務者が支払った自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費
- (ウ) 控除額 購入費（年間10万円を限度）のうち1万2千円を超える部分の額
- (エ) 控除対象年度 平成30年度から平成34年度まで

※ 特定一般用医薬品等とは、要指導医療品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品をいう。

イ 法人市民税

当初申告書の提出により納付すべき税額の減額更正があった後に、修正申告書の提出があったときは、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間を延滞金の計算の基礎となる期間から控除することとする。

(第46条及び第47条)

- (ア) 当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日の翌日から減額更正の通知をした日までの期間
- (イ) 減額更正の通知をした日の翌日から修正申告書を提出した日までの期間
- (ウ) 減額更正の通知をした日の翌日から修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

ウ 固定資産税

平成30年3月31日までに新たに取得された次に掲げる再生可能エネルギー発電設備に対して課す固定資産税の特例措置として、最初の3年度分に限り、課税標準に乗じる割合を次のとおり定める。(附則第16条の2)

| 発電設備の区分 | 課税標準に乗じる割合 |
|-------------------------------|------------|
| 太陽光発電設備 (※) 風力発電設備 | 3分の2 |
| 水力発電設備 地熱発電設備 バイオマス発電設備 | 2分の1 |

※ 固定価格買取制度による売電のために認定を受けた設備以外で、国の補助を受けて取得した自家消費型の設備に限る。

エ その他所要の規定の整備

- (2) 芦屋市市税条例等の一部を改正する条例（平成27年芦屋市条例第28号）の一部改正（第2条関係）
市たばこ税に関する経過措置に係る所要の規定の整備

3 施行期日

- (1) 2(1)ウ、エ及び(2)の一部の規定 公布の日
- (2) 2(1)イ及び(2)の一部の規定 平成29年1月1日
- (3) 2(1)アの規定 平成30年1月1日